

島根県健康福祉部（医療政策課・薬事衛生課）施策一覧（新型コロナウイルス感染症関連）

番号	支援区分	事業	説明	基準額・補助単価等	対象医療機関等	所管課																				
1	設備支援	帰国者・接触者外来設備整備事業	新型コロナウイルス感染が疑われる患者を診察する「帰国者・接触者外来」における空気清浄機、個人防護具等の整備に要する経費を助成	[対象設備] HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易診察室 [基準額（上限額）] 設備の種類毎に上限額を設定	帰国者・接触者外来設置医療機関	薬事衛生課																				
2	設備支援	PCR検査体制整備事業	PCR検査機器等の追加整備や島根大学連携により検査体制を強化 また、ドライブスルーでの検体採取体制や中国5県間で相互に協力してPCR検査を実施する連携体制を構築	[対象設備] 次世代シーケンサー、リアルタイムPCR装置、等温遺伝子増幅装置、全自動化学発光酵素免疫測定装置 [基準額（上限額）] 知事が認める額	感染症検査機関（医療機関を含む）	薬事衛生課																				
3	設備支援	入院医療機関設備整備事業	新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、簡易陰圧装置等の整備に要する経費を助成	[対象設備] 初度設備費、人工呼吸器、簡易陰圧装置、簡易ベッド、個人防護具、体外式膜型人工肺、簡易病室 [基準額（上限額）] 設備の種類毎に上限額を設定	新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関	薬事衛生課																				
4	空床確保	感染症入院患者等病床確保事業	<p>1. 国制度 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関において、入院用の病床をあらかじめ確保してもらうための空床確保料や病床を確保する際に感染防止対策などによりやむを得ず病床を休止するための費用を助成</p> <p>2. 県制度による拡充 重症患者を受け入れる場合に、重点医療機関での単価と同額とするなど、空床確保料を上乘せして助成</p>	<p>[助成対象医療機関及び空床確保料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国補正1次分 空床確保料 (1床あたり日額)</th> <th>区分</th> <th>要件</th> <th>国補正2次分 改正後空床確保料 (1床あたり日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>ICU（集中治療室） 97,000円 重症・中等症患者 41,000円 上記以外の病床 16,000円 ※休止病床は対象外</td> <td>重点医療機関</td> <td>・都道府県が指定 ・病床単位で新型コロナウイルス感染症あるいは疑い患者用の病床確保</td> <td>ICU（集中治療室） 301,000円 HCU（高度治療室） 211,000円 上記以外の病床 52,000円 ※休止病床も対象</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一般医療機関</td> <td>・重点医療機関以外の新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関</td> <td>ICU（集中治療室） 97,000円 重症・中等症患者 41,000円 上記以外の病床 16,000円 ※休止病床も対象</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>協力医療機関</td> <td>・都道府県が指定 ・新型コロナウイルス疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス疑い患者を受け入れるための病床を確保</td> <td>ICU（集中治療室） 301,000円 HCU（高度治療室） 211,000円 上記以外の病床 52,000円 ※休止病床も対象</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国補正1次分 空床確保料 (1床あたり日額)	区分	要件	国補正2次分 改正後空床確保料 (1床あたり日額)	なし	ICU（集中治療室） 97,000円 重症・中等症患者 41,000円 上記以外の病床 16,000円 ※休止病床は対象外	重点医療機関	・都道府県が指定 ・病床単位で新型コロナウイルス感染症あるいは疑い患者用の病床確保	ICU（集中治療室） 301,000円 HCU（高度治療室） 211,000円 上記以外の病床 52,000円 ※休止病床も対象			一般医療機関	・重点医療機関以外の新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関	ICU（集中治療室） 97,000円 重症・中等症患者 41,000円 上記以外の病床 16,000円 ※休止病床も対象			協力医療機関	・都道府県が指定 ・新型コロナウイルス疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス疑い患者を受け入れるための病床を確保	ICU（集中治療室） 301,000円 HCU（高度治療室） 211,000円 上記以外の病床 52,000円 ※休止病床も対象		薬事衛生課 医療政策課
区分	国補正1次分 空床確保料 (1床あたり日額)	区分	要件	国補正2次分 改正後空床確保料 (1床あたり日額)																						
なし	ICU（集中治療室） 97,000円 重症・中等症患者 41,000円 上記以外の病床 16,000円 ※休止病床は対象外	重点医療機関	・都道府県が指定 ・病床単位で新型コロナウイルス感染症あるいは疑い患者用の病床確保	ICU（集中治療室） 301,000円 HCU（高度治療室） 211,000円 上記以外の病床 52,000円 ※休止病床も対象																						
		一般医療機関	・重点医療機関以外の新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関	ICU（集中治療室） 97,000円 重症・中等症患者 41,000円 上記以外の病床 16,000円 ※休止病床も対象																						
		協力医療機関	・都道府県が指定 ・新型コロナウイルス疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス疑い患者を受け入れるための病床を確保	ICU（集中治療室） 301,000円 HCU（高度治療室） 211,000円 上記以外の病床 52,000円 ※休止病床も対象																						

島根県健康福祉部（医療政策課・薬事衛生課）施策一覧（新型コロナウイルス感染症関連）

番号	支援区分	事業	説明	基準額・補助単価等	対象医療機関等	所管課								
5	各種支援	新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関等支援事業	新型コロナウイルス感染症患者の治療等に従事した医療従事者へ手当を支給した医療機関に対して、その手当の一部を助成	[助成額] ・4,000円/日・人 ・患者又はその疑いのある者に直接接触しない場合 3,000円/日・人 [対象期間] 令和2年4月1日～ [財源] 財源の一部にふるさと島根寄附金を活用	[助成対象者] ・感染症指定医療機関、入院受け入れ医療機関 ・帰国者・接触者外来設置医療機関	医療政策課								
6	各種支援	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業（医療従事者等）	新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中で、感染の拡大防止・収束に向けて対応している医療従事者等へ慰労金を支給 [支援額] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関や、帰国者・接触者外来設置医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">5万円/人</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">20万円/人</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 上記の他、病院、診療所、助産所等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 上記以外の場合 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">5万円/人</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">10万円/人</td> </tr> </table>	新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関や、帰国者・接触者外来設置医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員	実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合	5万円/人	20万円/人	上記の他、病院、診療所、助産所等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員	上記以外の場合	5万円/人	10万円/人	[支給要件] 対象期間に一定以上勤務した者であることなど、国が定める要件を満たすこと	[支給対象者] 医療機関の医療従事者・職員 ※医療機関を通じて支給す	医療政策課
新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関や、帰国者・接触者外来設置医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員	実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合													
5万円/人	20万円/人													
上記の他、病院、診療所、助産所等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員	上記以外の場合													
5万円/人	10万円/人													
7	各種支援	感染症患者入院受入医療機関等の院内感染防止対策事業	新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関等において院内感染防止対策を講じながら、外来診療や入院診療を継続するために必要な経費を助成	[助成上限額] ・99床以下 2,000万円 ・100床以上 3,000万円 100床ごとに1,000万円を加算 ・新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れ医療機関に1,000万円を加算	[助成対象医療機関] 救急・周産期・小児医療を提供する感染症指定医療機関、入院受け入れ医療機関	医療政策課								

島根県健康福祉部（医療政策課・薬事衛生課）施策一覧（新型コロナウイルス感染症関連）

番号	支援区分	事業	説明	基準額・補助単価等	対象医療機関等	所管課
8	各種支援	医療機関・薬局等の院内感染防止対策支援事業	医療機関・薬局等において、院内等での感染防止対策を講じながら、地域で求められる医療提供を継続するために必要な経費を助成	<p>[助成対象経費] 感染拡大防止対策や診療体制確保等に要するものとして国が認める経費</p> <p>[助成上限額] ・病院200万円+5万円×病床数 ・有床診療所200万円 ・無床診療所100万円 ・薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円</p> <p>[助成対象施設数] 約1,500か所</p>	<p>医療機関・薬局等</p> <p>※上記「感染症患者入院受入医療機関等の院内感染防止対策事業」との重複は不可</p>	医療政策課 ・薬事衛生課
9	各種支援	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業	新型コロナウイルス感染症への対策として必要となる医療提供体制の整備などに機動的に対応するため、枠予算を設定（医療従事者がホテル等に宿泊された場合の費用助成など）		入院受け入れ医療機関等	医療政策課
10	設備支援	感染症患者等受入医療機関の院内感染防止対策支援事業	新型コロナウイルス感染症患者等の受入医療機関における院内感染防止対策に必要な設備整備等に要する経費を助成	<p>[対象設備] HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、簡易陰圧装置、個人防護具、簡易診察室、救急備品、分娩用備品</p> <p>[基準額（上限額）] 設備の種類毎に上限額を設定</p>	救急・周産期・小児医療を提供する感染症患者等受入医療機関	薬事衛生課

島根県健康福祉部（医療政策課・薬事衛生課）施策一覧（新型コロナウイルス感染症関連）

番号	支援区分	事業	説明	基準額・補助単価等	対象医療機関等	所管課
11	施設整備	感染症患者等入院医療機関施設整備事業	新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保するために必要な施設整備に要する経費を助成	[助成対象経費] ・ゾーニングや個室転換のための間仕切り工事費 ・陰圧環境の整備費 など [助成上限額] 新型コロナウイルス感染症患者等の入院確保病床1床あたり50万円	新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関	薬事衛生課
12	設備支援	重点医療機関における医療体制整備事業	重点医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備の整備に要する経費を助成	[対象設備] 超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支鏡、CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）、生体情報モニタ、分娩監視装置、新生児モニタ [基準額（上限額）] 設備の種類毎に上限額を設定	重点医療機関	薬事衛生課